

令和7年度

高松市一般廃棄物処理実施計画

令和7年4月

令和7年度高松市一般廃棄物処理実施計画

高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（平成5年高松市条例第16号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定による令和7年度高松市一般廃棄物処理計画の実施計画（以下「実施計画」という。）は、次のとおりとする。

1 処理する一般廃棄物の種類

- (1) 家庭系ごみ 市民の家庭生活から発生するごみ
- (2) 事業系ごみ 市内の事業所等から発生するごみで産業廃棄物以外のもの
- (3) し尿及び浄化槽汚泥（以下第4項、第5項及び第7項において「し尿等」という。）

2 処理区域

高松市内全域

3 家庭系ごみの処理

市民は、家庭系ごみを下記の「ごみの分別と出し方」及び「ごみの収集曜日」に定められた方法により、決められたごみステーション等に排出又は市長に申し出なければならない。

市長は、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分しなければならない。

(1) ごみの分別と出し方

ア 区分別のごみの品目例と出し方

区分	品目例	排出方法等
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・厨芥類 （調理くず、残飯、茶殻、貝殻、卵殻） ・紙くず （ちり紙、写真、手紙、はがき） ・繊維くず （裁断くず、雑きん、軍手、ぬいぐるみ、毛糸） ・木・竹製品 （ほうき、鉛筆、げた、竹くし、箸、ようじ） ・テープ類 （カセットテープ、ビデオテープ、インクリボン） ・紙おむつ ・少量の枝、枯れ葉、落ち葉 	<p>【高松市指定収集袋に入れて出す。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦・横・高さがそれぞれ50cm以下のものに限る。 ・収集袋に入れるごみは一袋重量10kg以下のものに限る。 ・生ごみは水切りを十分にして出す。 ・紙おむつは汚物を取り除く。 ・少量の木切れ等はヒモで縛る。太さ（直径）5cm以下、束の直径30cm以下、長さ50cm以下、2束以下に限る。指定収集袋に入らない場合は、指定収集袋(大)を貼付け、巻付け等する。 ・食用油は、布・紙に含ませるか、固形化する。 ・竹串などがったものは、危険のないよう、紙などに包む。

区分	品目例		排出方法等
破 砕 ご み	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装でないプラスチック製品 (バケツ、洗面器、歯ブラシ、プラモデル) ・陶磁器類 (茶碗、皿、植木鉢、花瓶) ・皮革・合皮製品 (靴、サンダル、鞆、グローブ、財布) ・ガラスくず (耐熱ガラス、油びん、コップ) ・小型家具 (カラーボックス、座いす、テレビ台、人形ケース) ・小型家電製品 (オーブントースター、アイロン) ・小型金属製品 (やかん、鍋、フライパン、スプーン、アルミホイル) ・複合素材雑貨 (傘、ボールペン、玩具、ちりとり、ポット) 		<p>【高松市指定収集袋に入れて出す。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦・横・高さ1m×50cm×50cm以下のものに限る。 ・収集袋に入れるごみは一袋重量10kg以下のものに限る。 ・カッターの刃、カミソリ、板ガラス、針などの危険なものは、「危険」と標記し、包む。 ・ホースなどの細長いものは50cm以下に必ず切る。 ・指定収集袋に入らない場合は、一品につき1枚ずつ指定収集袋(大)を貼付け、巻付け等する。 ・化粧品や香水などの容器は、中身を使い切る。
紙 ・ 布	新聞紙	新聞紙、折込広告	種類ごとにヒモで十字に縛る。
	雑誌	週刊誌、漫画雑誌、書籍	
	段ボール	段ボール箱	
	紙パック	牛乳パック、 ジュースパック (ただし、内側の白いもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・洗って、切り開いたものをヒモで束ねる。 ・内側が白くない紙パックは燃やせるごみに出す。
	紙製容器包装	紙箱、紙袋、包装紙、 手提げ袋、紙缶、台紙、 紙製トレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒモで十字に縛るか紙袋に入れる。 ・紙以外の素材は取り除く。
布・衣類	洋服、和服、下着、シーツ、 タオル		乳白色・透明・半透明のポリ袋に入れる。

区分	品目例	排出方法等
缶・びん・ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・スチール缶 (飲料缶、菓子缶、海苔缶、缶詰、スプレー缶) ・アルミ缶 (飲料缶、スプレー缶) ・ガラスびん (飲料びん、酒びん、インスタントコーヒーびん、化粧びん) ・ペットボトル (飲料用、酒用、しょうゆ、みりん、みりん風調味料、めんつゆ、食酢、調味酢用) <p>※ビールびん等リターナブルびん(繰り返し使用(リユース)できるびん)は、原則販売店に返す。</p>	<p>【乳白色・透明・半透明のポリ袋(1袋400以下、10kg以下)に入れて出す。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スチール、アルミ、びん、ペットボトルを分ける必要はない。 ・中身を使い切り、台所の残り水などで軽くすすぐ。 ・びんとペットボトルはキャップやふたを必ず取り除く。 ・ラベルは取り除く。(びんについては取り除けるものは取り除く。) ・ペットボトルは飲料、酒、みりん、みりん風調味料、しょうゆ、めんつゆ、食酢、調味酢用で♻の表示があるものに限る。 ・なべ、フライパンなど缶以外の小型金属製品は破碎ごみとして出す。 ・コップやガラスなどのびん以外のガラス製品は破碎ごみとして出す。 ・スプレー缶は中身を使い切り、必ず穴を開ける。(穴開けは、必ず火の気のない風通しの良い屋外で行う。)
プラスチック容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・ラップ類 (トレイのラップ、電池などのフィルム状の包装) ・ポリ袋 (お菓子やパンなどの袋、スーパーのレジ袋) ・カップ類 (カップ麺の容器、プリンなどのデザート<small>の</small>容器) ・パック類 (惣菜、卵、豆腐などのパック) ・ボトル類 (洗剤、シャンプーなどのボトル) ・チューブ類 (ケチャップやわさびなどのボトル) ・食品トレイ、発泡スチロール ・プラスチック製のふた・キャップ 	<p>【乳白色・透明・半透明のポリ袋(1袋300以下)に入れて出す。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品を入れたり包んだりしているものに限る。バケツやホースなどのプラスチック製品は破碎ごみとして出す。 ・中身を使い切り、汚れを取り除く。 ・中身や汚れを取り除けないものは破碎ごみとして出す。 ・プラスチック以外の素材でできたキャップやふたは取り外して破碎ごみとして出す。 ・飲料、酒、みりん、みりん風調味料、しょうゆ、めんつゆ、食酢、調味酢用ペットボトルで♻の表示があるものは缶・びん・ペットボトルとして出す。 ・二重袋でごみを出さない。 <p>※二重袋とは…レジ袋などを小袋として使い、まとめてごみ袋に入れること。</p>

区分	品目例	排出方法等
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・筒型乾電池 ・蛍光管 ・水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計など水銀使用製品 ・ライター ・珪藻土バスマット（石綿（アスベスト）が含まれているかどうか不明なもの） 	<p>【指定収集袋とは別に、透明ポリ袋に入れて出す。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破碎ごみの収集日に出す。 ・ライターは中身を使い切って出す。 ・蛍光管は購入時の段ボールケースなどの容器に入れる。容器がない場合は、新聞紙で包むなど、割れないようにする。 ・珪藻土バスマットは、透明のビニール袋を二重にして入れ、解けないように強く縛るなど密閉する。 <p>※石綿（アスベスト）が含まれている珪藻土バスマットは、販売店に回収を依頼する。</p> <p>※割れた蛍光灯は透明ポリ袋に入れて、破片が飛散しないようにする。</p> <p>※透明ポリ袋に、種類ごとに分けて出す。</p>
使用済小型家電	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルカメラ ・ビデオカメラ ・携帯型ゲーム機 ・据置型ゲーム機 ・電話機 ・ポータブルラジオ ・DVD、ブルーレイプレーヤ/レコーダ（ポータブル含む） ・MDプレーヤ ・デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ） ・デジタルオーディオプレーヤ（HDD） ・CDプレーヤ ・テープレコーダ（デッキを除く） ・ICレコーダ ・電子辞書 ・電卓 ・カーナビゲーションシステム ・VICSユニット ・ETC車載ユニット ・携帯電話（情報通信端末を含む） ・公衆用PHS端末 ・電子機器付属品（リモコン、ACアダプター、ケーブル、充電器等） ・パーソナルコンピュータ（デスクトップ型一式、ノート型など） ・電子時計 	<p>【回収ボックスに直接入れる。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収ボックスの投入口（40cm×20cm）に入らないものは、環境業務センター・南部クリーンセンターで受け入れる。 ・一度回収した小型家電を返却することはできない。 ・個人情報事前に消去する。 ・異物、ごみなど小型家電以外のものは、回収ボックスへ入れない。 ・回収ボックスへの投入は、設置施設の開館日・開館時間内に限る。 ・CDやDVDなどのディスク類は対象にならない。 ・取り外し可能な電池は、取り外す。 <p>【回収ボックス設置場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松市役所（1階ロビー） ・総合センター（牟礼・仏生山・香川・勝賀・国分寺・山田） ・支所（塩江・庵治・香南） ・コミュニティセンター（太田・古高松・林・一宮・多肥・円座・弦打・鶴尾・木太南） ・環境業務センター ・ゆめタウン高松 ・ヤマダデンキTecc LIFE SELECT 高松春日本店 ・屋島レクザムフィールド ・南部クリーンセンター

<p>使 用 済 小 型 家 電</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コードレス掃除機 ・電子式ヘルスマーター ・電子式ベビースケール ・電子式温度計 ・デジタル歩数計 ・ヘアードライヤー ・電気かみそり ・電気脱毛器 ・電動歯ブラシ <p>※その他充電式小型家電 (充電池が取り外せないもの)</p>	
--	---	--

区分	品目例	排出方法等
小型充電式電池	<p>【リサイクルマークあり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン電池 ・ニカド電池 ・ニッケル水素電池 ・モバイルバッテリー <p>【リサイクルマークなし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルマーク表示のない小型充電式電池 ・リチウムコイン電池 <ul style="list-style-type: none"> ・加熱式たばこ（充電式電池部分） ・電子たばこ（充電式電池部分） 	<p>【リサイクルボックス缶に直接入れる。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出時には、充電部をビニールテープ等で絶縁処理をすること。 ・回収対象となる小型充電式電池は、リサイクルマーク♻の表示があるものに限る。 <p>【回収用ボックスに直接入れる。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出時には、充電部をビニールテープ等で絶縁処理をすること。 ・回収対象となる小型充電式電池は、リサイクルマークの表示がないものに限る。 ・リチウムコイン電池は、型式記号CR又はBRに限る。 <p>【リサイクルボックス缶及び回収用ボックス設置場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松市役所（1階ロビー） ・総合センター（牟礼・仏生山・香川・勝賀・国分寺・山田） ・支所（庵治・塩江・香南） ・コミュニティセンター（鶴尾・太田・木太南・古高松・林・多肥・一宮・円座・弦打） ・環境業務センター ・屋島レクザムフィールド ・南部クリーンセンター ・西部クリーンセンター（小型充電式電池及びリチウムコイン電池のみ） ・ゆめタウン高松（加熱式たばこ、電子たばこのみ） ・ヤマダデンキTecc LIFE SELECT 高松春日本店（加熱式たばこ、電子たばこのみ） <p>【使用済小型家電回収ボックスに直接入れる。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出時には、充電部をビニールテープ等で絶縁処理をすること。

<p>臨時・粗大ごみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大型家具 (ベッド、カーペット、ソファ、本箱、たんす) ・大型家電製品 (ファンヒーター、こたつ) ・大型日用品 (布団、自転車、衣装ケース) ・その他 (焼却灰、鉄アレイ、草刈り機(家庭用)) ・特定家庭用機器再商品化法対象品目 (テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL)、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機) 	<p>【粗大ごみ受付センターへ収集を申し込むか、南部クリーンセンター又は、西部クリーンセンターに自己搬入する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーションには出せない。 <p>※臨時・粗大ごみ処理手数料は、別紙のとおり有料となる。特定家庭用機器再商品化法対象品目を除いて、収集への立会は不要。</p> <p>※特定家庭用機器再商品化法対象品目の処理方法には以下の3通りがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルの費用と収集運搬の費用を負担して販売店に引取りを依頼する。 ・指定引取場所へ自己搬入する。 ・引取りを依頼する販売店がない、又は指定引取場所へ自己搬入ができない場合は粗大ごみ受付センターへ申し込む。 <p>※各施設へ自己搬入する場合は、搬入できない物(特定家庭用機器再商品化法対象品目など)や、数量制限等を事前に各施設へ問い合わせること。</p>
----------------	--	---

イ ごみの搬入先

(ア) 南部クリーンセンター（土・日曜日、年末年始は休み）

所在地：高松市塩江町安原下第3号2084番地1（Tel 890-2190）

ごみの種類	曜日	搬入時間
燃やせるごみ	月～金曜日(祝・休日可)	8:30～16:30
燃やせないごみ (破碎ごみ、紙・布、缶・びん・ペットボトル、プラスチック容器包装、粗大ごみ)	月～金曜日(祝・休日可)	8:30～16:00

(イ) 西部クリーンセンター（日曜日、祝・休日、年末年始は休み）

所在地：高松市川部町930番地1（Tel 885-2727）

ごみの種類	曜日	搬入時間
燃やせるごみ	月～金曜日	8:30～16:30
	土曜日	8:30～12:00
燃やせないごみ (破碎ごみ、粗大ごみ)	土曜日のみ	8:30～12:00

ウ 市で収集できないもの

区分	品目例
危険・有害物 (市の施設に搬入もできない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・有害・有毒性を有する物 (農薬・薬品など) ・引火性を有する物 (廃油、塗料、溶剤、火薬、ガスボンベ、未使用花火など) ・危険性を有する物 (注射針、注射器など)
運搬・処理困難物 (市の施設に搬入もできない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・重量物 (ピアノ、耐火金庫など) ・処理困難物 (鉄筋、鋼管など)
事業系一般廃棄物 (産業廃棄物は、市の施設に搬入もできない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所、商店、工場等から事業活動に伴って排出される廃棄物 <p>※一般住宅においても建設工事(新築、改築、解体撤去)で発生したものは産業廃棄物。(例:トイレ、浴槽、流し台、温水器、建具、畳など) ※農業用の農機具や漁業用の魚網などは産業廃棄物。</p>
法律等で回収方法が定められ再資源化するもの (市の施設に搬入もできない。ただし、一部、回収ボックスに持込み可能なものは除く。)	<p>ボタン電池、小型充電式電池(加熱式・電子式たばこの充電式電池含む)、家電リサイクル法対象品、自動車部品、二輪車(オートバイ)、消火器、FRP船、パソコン</p> <p>(ただし、パソコン、携帯電話は使用済小型家電の回収ボックスにて回収可能)</p>

エ ごみの収集曜日

区分 校(地)区	燃やせるごみ 【毎週】	破碎ごみ・有害ごみ	プラスチック容器包装 【毎週】	缶・びん・ペットボトル	紙・布
高松第一(松島・築地・新塩屋町)、花園、新番丁(四番丁)、塩江	火曜日 金曜日	第2・4 月曜日	水曜日	第1・3 木曜日	第2・4 木曜日
新番丁(日新・二番丁) 亀阜、庵治、牟礼北部	月曜日 木曜日	第2・4 金曜日	水曜日	第1・3 火曜日	第2・4 火曜日
栗林、太田、香川(浅野)	月曜日 木曜日	第1・3 金曜日	水曜日	第2・4 火曜日	第1・3 火曜日
木太、林、多肥、国分寺南部	火曜日 金曜日	第1・3 月曜日	水曜日	第2・4 木曜日	第1・3 木曜日
檀紙、弦打、香西、鬼無、下笠居、国分寺北部	月曜日 木曜日	第2・4 火曜日	水曜日	第1・3 金曜日	第2・4 金曜日
鶴尾、一宮、円座、川岡、香川(川東)	月曜日 木曜日	第1・3 火曜日	水曜日	第2・4 金曜日	第1・3 金曜日
前田、三谷、川添、仏生山、川島、十河、西植田、東植田、香南、香川(大野)	火曜日 金曜日	第1・3 木曜日	水曜日	第2・4 月曜日	第1・3 月曜日
屋島、古高松、牟礼南部	火曜日 金曜日	第2・4 木曜日	水曜日	第1・3 月曜日	第2・4 月曜日
男木、女木	火曜日 金曜日	月1回<燃やせるごみ以外>			
菅沢	水曜日【毎週】<全種>				
塩江山間	木曜日【毎週】<全種>				

※ 土・日曜日及び年末年始は、原則として収集しない。

※ 祝・休日も収集する。

(2) 前号の規定による家庭系ごみ以外のごみで、市長が必要と認める次のものについては、市が別途対応する。

ア 町内及び河川等の一斉清掃等ごみ

地域住民の公共の場所の清掃により生じたごみ

イ 不法投棄ごみ

公共の場所等に不法投棄されたごみで、原因者、土地の管理者等による処理が著しく困難であるもの

ウ その他

環境保全上、処理が必要なもの

4 事業系ごみの処理

- (1) 事業者は、ごみの発生抑制、再生利用等により、積極的にごみの減量に努めるとともに、事業者自らの責任において適正に処理を行うものとする。
- (2) 事業者は、一般廃棄物と産業廃棄物の分別等を行った後、一般廃棄物についてのみ市長が指定する一般廃棄物処理施設に自ら搬入することができる。ただし、搬入前に事業者は分別等により当該事業系ごみの資源化・減量に努めなければならない。
- (3) 事業者は、自ら市長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入できない場合は、市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（し尿等を除く。）に収集運搬を委託し、適正に処理するものとする。この場合も、前号の規定によるごみの分別等を適正に行わなければならない。
- (4) 許可業者（し尿等を除く。）
市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、ごみの分別区分に従い適正処理に努めるとともに、生活環境の保全上支障が生じないように収集、運搬又は処分を行わなければならない。
- (5) 一般廃棄物収集運搬業（し尿等を除く。）の許可の方針について
一般廃棄物の排出量及び既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力を勘案し、将来的に適正かつ安定した一般廃棄物の処理を継続的に実施するため、原則、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わないものとする。

5 し尿等の処理

- (1) 市民は、し尿のくみ取り及び浄化槽の清掃をしようとする場合は、市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（ごみを除く。）及び浄化槽清掃業者に委託するなど、適正に処理を行うものとする。
- (2) 許可業者（ごみを除く。）
市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び浄化槽清掃業者は、常に生活環境衛生の向上と市民サービスの徹底を図り、衛生的に業務を行わなければならない。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業（ごみを除く。）の許可の方針について
一般廃棄物の排出量及び既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力を勘案し、将来的に適正かつ安定した一般廃棄物の処理を継続的に実施するため、原則、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わないものとする。

6 ごみの排出量及び収集・運搬計画並びに処理計画等

(1) ごみの排出量及び収集・運搬計画並びに処理計画

ごみの種類 (区分)		収集・運搬計画					処理計画								
		収集主体	収集区域	収集・運搬量	収集回数	収集方法	排出容器等	中間処理		最終処理					
								処理主体	処理方法	処理主体	処理方法				
家庭系ごみ	燃やせるごみ	委託業者	市内全域	51,400 t	週2回	ステーション方式	高松市指定収集袋	市	焼却	市	埋立				
	破碎ごみ	委託業者		6,300 t	月2回				破碎・資源化						
	紙・布 (新聞紙) (雑誌) (段ボール) (紙パック) (紙製容器包装) (布・衣類)	委託業者		11,600 t	月2回			高松市指定収集袋以外の指定ごみ袋 それ以外はヒモで十字に縛る。 (紙製容器包装のみヒモで十字に縛るか紙袋に入れる。)	市 委託業者	資源化	—	—			
	缶・びん・ペットボトル プラスチック容器包装	委託業者		5,400 t	月2回								高松市指定収集袋以外の指定ごみ袋		
	有害ごみ			5,900 t	週1回									筒型乾電池・水銀体温計・ライター等は透明ポリ袋、蛍光灯はダンボールケース、珪藻土バスマットは透明ポリ袋で二重袋	委託業者
	使用済小型家電	直営		20 t	随時			回収ボックス方式	回収ボックスへ直接投入	市	破碎・資源化	市	埋立		
	小型充電式電池			0.4 t	随時			回収ボックス方式	回収ボックス缶へ直接投入					引渡業者 委託業者	
	臨時・粗大ごみ	直営		800 t	随時			電話申込みによる戸別収集方式(シール制)	収集車両の進入できる所まで持ち出す。	市	破碎・資源化	市	埋立		
	清掃ごみ			(燃やせるごみ) (破碎ごみ)	140 t			随時						清掃場所で収集	焼却
	犬、猫等の死体			60 t	随時			電話申込みによる戸別収集方式						収集・運搬しやすいように袋等の容器に入れておく。	焼却
事業系ごみ	燃やせるごみ	許可業者 自己搬入	—	49,300 t	—	—	高松市指定収集袋以外のごみ袋	市	焼却	市	埋立				
	破碎ごみ			5,400 t					破碎・資源化						

- ※ 高松市指定収集袋 ごみ排出容器は、次の規格の袋とする。
① 材質 ポリエチレン製 ② 色 乳白色、半透明(1%以下) ③ 大きさ 大(40ℓ相当) 中(30ℓ相当) 小(20ℓ相当) 特小(10ℓ相当) 超特小(5ℓ相当)
- ※ ごみ袋の指定 ごみ排出容器は、次の規格の袋を基準とする。
① 材質 ポリエチレン製 ② 色 乳白色、透明、半透明(1%以下) ③ 大きさ 40ℓ以下(プラスチック容器包装は30ℓ以下、事業系ごみは90ℓ以下) ④ 重さ10kg以下
- ※ 収集回数 女木・男木、東植田地区の一部及び塩江町地区山間部については、上記の収集回数が異なる。
- ※ 収集日 年末年始を除き祝・休日にも収集を行う。
- ※ 特定家庭用機器再商品化法指定品目 テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL)、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機は、販売店での回収を原則とし、引き取ってもらえない場合のみ、市が回収し、指定引取場所に搬入する。

(2) 排出抑制施策等

ア 家庭系

区分	事業名	事業内容
リデュース・リユース	継続	食品ロスの現状把握 食品ロスに関する市民アンケート調査を行い、食品ロスの現状を把握する。
	継続	食品ロスなど食品廃棄物の減量取組の周知 出前講座において啓発物品を配布するなど食品廃棄物の減量取組について市民に対し広く周知・啓発を行う。
	継続	フードドライブの実施 市が実施する環境イベントなどの機会を活かして、家庭で余っている食べ物を、市民に持ち寄っていただき、フードバンク活動団体への提供を行う。また、フードドライブに取組む団体を支援する。
	継続	プラスチックごみ対策推進 プラスチックごみを削減するため、「プラスチック・スマート運動」を推進するほか、リデュース・リユースの2Rを中心に、様々な広報媒体を活用した情報発信を行う。また、資源循環意識の向上を図るため、フィールドワーク活動やプラごみ処理工場見学会等を開催する。
	継続	マイボトル持参運動 マイボトル用給水スポットを設置するなど、マイボトル持参推進の啓発キャンペーン等を実施し、周知啓発を行う。
	継続	レジ袋等の削減推進 レジ袋等の削減に関する協定に賛同する事業者を広く募り、事業者・市民団体・市の三者が協働してレジ袋等の削減を推進する。
	継続	家庭系ごみ有料化事業 家庭系ごみの有料化事業（指定収集袋）により、ごみの減量・資源化を目指す。
	拡充	再生家具の譲渡 南部クリーンセンター等に搬入された家具のうち、使用に耐えられるものを清掃、補修して、抽選会を開催し、市民に無償譲渡しているが、譲渡する家具の点数を増やすとともに、抽選会の回数を増やす。
	継続	ごみ収集カレンダーの作成と広報高松等への掲載 ごみの収集日程のカレンダーを地区別に作成し、広報高松、ホームページ、ごみ分別アプリに掲載する。
	継続	ごみ減量・資源化啓発 より一層のごみ減量・資源化が喫緊の課題であることから、ごみ分別ガイドブック等を通じて、引き続き、広く市民・事業者に協力を呼びかけるなど、ごみ減量・資源化の啓発を行う。
継続	施設見学会、リサイクル体験学習 クリーンセンターの見学やリサイクルの体験学習を通して、ごみ処理の現状と課題を学習する機会を提供し、ごみの減量・資源化を図る。	

区 分		事 業 名	事 業 内 容
・リデュース	継 続	広報紙への掲載	随時、「広報高松」にごみの正しい出し方、ごみの減量・資源化に関する記事等を掲載する。
リサイクル	継 続	紙ごみをはじめペットボトル、プラ容器など資源ごみの分別徹底のための啓発	紙ごみのなかでも特に分別が複雑でわかりにくい紙製容器包装をはじめ資源ごみの分別・出し方について、ホームページ、広報高松等の広報媒体を積極的かつ有効に活用するなど、広く市民に、理解と協力を訴え、更なるごみの分別、リサイクルの周知・啓発を継続実施する。
	継 続	ごみ分別ガイドブックの作成及びホームページ等への掲載	ごみの分別の意識をより高め、正しいごみの排出を促進するため、ごみ分別ガイドブックを作成し、希望者に配布するとともに、自宅でも印刷可能なものとして、ホームページ、ごみ分別アプリに掲載する。 また、簡易外国語版（英語、中国語、韓国語）を作成し、同様にホームページに掲載する。
	継 続	高松市ごみ分別アプリ配信	市民へのごみ出し、分別の情報提供の手段であるごみ分別アプリの配信を継続実施するほか、多言語（英語・中国語）の配信を行うことにより、利用者の拡大を図る。
	継 続	使用済小型家電リサイクル事業	レアメタルや貴金属などの資源の再資源化や最終処分量の減量化を図るため、使用済小型家電を回収する。
	継 続	羽毛布団のリサイクル	南部クリーンセンター等への一般持込み、臨時粗大ごみ回収における廃羽毛布団を羽毛リサイクル業者に資源化物として売払う。
	継 続	小型充電式電池等のリサイクル	ごみ収集車やごみ処理施設での発火事故を防止するとともに、資源の再資源化を図るため、小型充電式電池等を回収する。
	継 続	脱炭素型行動推進員	ごみ減量化・再資源化・環境美化などに熱意と識見を有する者を引き続き高松市脱炭素型行動推進員として委嘱し、地域住民の脱炭素型生活様式への転換を推進するリーダーとして活動してもらう。

イ 事業系

区 分		事 業 名	事 業 内 容
・リデュース	継 続	脱炭素推進事業者等表彰、紹介	ゼロカーボンシティの実現に資するため、事業系廃棄物の減量・資源化を始めとする脱炭素の先進的な取組等を実践している市内事業者を表彰、紹介する。

区 分		事 業 名	事 業 内 容
リ デ ュ ー ス ・ リ ユ ー ス	継 続	プラスチックごみ 対策推進	プラスチックごみを削減するため、「プラスチック・スマート運動」を推進するほか、リデュース・リユースの2Rを中心に、様々な広報媒体を活用した情報発信を行う。
	継 続	レジ袋等の削減推 進	レジ袋等の削減に関する協定に賛同する事業者を広く募り、事業者・市民団体・市の三者が協働してレジ袋等の削減を推進する。
	継 続	事業系破碎ごみの 適正排出に係る指 導強化	事業系破碎ごみの排出事業者に対し、適正排出についての指導強化を図る。
	継 続	事業系一般廃棄物 減量・再資源化マ ニュアル	「事業系一般廃棄物減量・再資源化マニュアル」等により、事業者に適正処理に関しての情報提供・啓発をする。
	継 続	地球にやさしいオ フィス・店登録制 度	市内のごみの減量化等に取り組む事業所・店舗を「地球にやさしいオフィス・店」として登録する。
	継 続	多量排出事業者の 減量計画書の提出	多量排出事業者に対し、一般廃棄物の減量計画書の提出を求め、計画に基づくごみの減量を促進する。
	拡 充	施設見学会、リサ イクル体験学習	クリーンセンターの見学やリサイクルの体験学習を通して、ごみ処理の現状と課題を学習する機会を提供する。また、再生家具の譲渡を行い、ごみの減量・資源化を図る。
	継 続	広報紙への掲載	随時、「広報高松」にごみの正しい出し方、ごみの減量・資源化に関する記事等を掲載する。
リ サ イ ク ル	拡 充	ごみ搬入検査	施設に搬入されたごみを検査し、不適物等の混入が確認された場合は、適正な排出を図るために、関係課で検査結果を精査し、協力して指導・周知・啓発を行う。

ウ 関連施策

区 分		事 業 名	事 業 内 容
適 正 排 出	継 続	家庭のパソコン・ 消火器・二輪車の 適正排出の啓発	家庭のパソコン・消火器・二輪車は、メーカー等 がリサイクルシステムを構築し、再資源化を行っ ていることから、家庭で不要になったパソコン・ 消火器・二輪車は、それぞれのリサイクルシステ ムを利用し、適正な処理をするよう、市民に周 知・啓発等を行う。 パソコンについては、使用済小型家電リサイクル 事業と連携し、さらなるリサイクルの推進を図 る。

区 分		事 業 名	事 業 内 容
適 正 排 出	継 続	大型家電製品等の 不法投棄対策	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機など の大型家電製品等の不法投棄対策として、引き続 き、市民へ適正な処理の周知・啓発等を行う。 また、特に不法投棄が多く見られる場所につい ては、パトロールを強化するとともに、警察をは じめ関係機関や地域住民と連携をさらに強化し、 不法投棄防止を図る。
	拡 充	カセットボンベ・ ライター・リチウ ムイオン電池等の 適正排出の啓発	カセットボンベ・ライター・リチウムイオン電池 等の混入により、ごみ収集車やごみ処理施設・再 生処理施設での火災が多発していることから、市 民へ適正な処理の周知・啓発等を行う。

(3) 資源化の方法及び量

品 目	資 源 化 の 方 法	再資源化量
金 属 類	破碎ごみを、破碎施設で破碎し、鉄類・アルミ類を回収 した後、再生業者へ売却し、資源化する。 缶・びん・ペット類を選別施設で選別等を行った後、金 属類を再生業者へ売却し、資源化する。	2,600t
紙 類	問屋に売却又は、処理委託し、資源化する。	10,500t
布 類	問屋に処理委託し、資源化する。	1,100t
ガ ラ ス 類	缶・びん・ペット類を選別施設で選別等を行った後、ガ ラス類を容器包装リサイクル法の再商品化事業者へ引渡 し、又は再生業者へ売却もしくは処理委託し、資源化す る。	1,200t
ペ ッ ト ボ ト ル	缶・びん・ペット類を選別施設で選別等を行った後、ペ ットボトルを容器包装リサイクル法の再商品化事業者へ 引渡し、又は再生業者へ売却し、資源化する。	1,100t

プラスチック類	容器包装プラスチック類を選別施設で選別等を行った後、プラスチック類を容器包装リサイクル法の再商品化事業者又は再生業者へ引渡し、資源化する。	5,300t
有害ごみ	再生業者へ処理委託し、資源化する。	70t
使用済小型家電	回収ボックスで回収したもの及び南部クリーンセンター・西部クリーンセンターでピックアップ回収※したものを再生業者へ、処理委託し、資源化する。	20t
小型充電式電池 (リサイクル マークあり)	リサイクルボックス缶で回収したもの及び南部クリーンセンター・西部クリーンセンターでピックアップ回収※したものを再生業者へ引渡し、資源化する。	1 t
小型充電式電池 (リサイクル マークなし)	リサイクルマークなし回収用ボックスで回収したもの及び南部クリーンセンター・西部クリーンセンターでピックアップ回収※したものを再生業者へ、処理委託し、資源化する。	0.2 t
溶融固化物	市発注の公共事業の埋戻材、埋立地の覆土の一部として利用する。	1,600t
溶融飛灰	製錬所に処理委託し、資源化する。	1,770t

※ ピックアップ回収とは、従来の区分により回収した一般廃棄物から、対象品目を選別する方式です。

(4) 中間処理計画

ア 焼却施設

施設名		南部クリーンセンター	西部クリーンセンター
事業主体		高松市	高松市
所在地		高松市塩江町安原下第3号2084番地1	高松市川部町930番地1
型式		連続式流動床炉型ガス化熔融方式	全連続燃焼ストーカ方式
公称能力		100t/24h×3基	140t/24h×2基
処理量		59,040 t	58,540 t
内 訳	搬入量	52,200 t	53,040 t
	破碎可燃・ 破碎残さ	4,500 t	5,000 t
	布残さ	-----	500 t
	プラ減溶物・ プラ残さ	2,340 t	-----
焼却灰・ 熔融固化物		1,600 t	8,500 t
残さ処分方法		埋立処分	埋立処分
備考		※余熱利用 (1)場内給湯及び冷暖房並びに近隣 温浴施設への温水供給 (2)自家発電(2,800kW)	※余熱利用 (1)場内給湯及びかわなベスポーツセ ンター温水プール並びにかわなべ荘 に温水供給 (2)自家発電(3,000kW) ※処理量等には綾川町分を含む

イ 破碎施設

施設名		南部クリーンセンター	西部クリーンセンター
事業主体		高松市	高松市
所在地		高松市塩江町安原下第3号2084番地1	高松市川部町930番地1
型式		1次 二軸せん断式 2次 回転衝撃式	横型回転式破碎機
公称能力		35t/5h×1基	100t/5h×1基
処理対象物		破碎ごみ、粗大ごみ	破碎ごみ、粗大ごみ
処理量		5,200 t	8,660 t
内 訳	搬入量	4,700 t	8,660 t
	破碎梱包	500 t	-----

ウ 選別施設

施設名	南部クリーンセンター			
事業主体	高 松 市			
所在地	高松市塩江町安原下第3号2084番地1			
処理対象物	缶・びん・ペットボトル	プラスチック容器包装	紙・布	
型 式	ピットアンドクレーン方式	ピットアンドクレーン方式		
公称能力	23.3t/日(5h)	11.7t/日(5h)	1.9t/日(5h)	
処 理 量	2,700 t	2,400 t	70 t	
内 訳	搬 入 量	2,700 t	2,400 t	70 t

(5) 最終処分計画

ア 最終処分場

施設名	高松市一般廃棄物 陶最終処分場 第3処分地	
事業主体	高 松 市	
所在地	綾歌郡綾川町陶5001番地	
埋立面積	19,100m ² (第1期) 36,000m ² (全体)	
埋立容量	174,000m ³ (第1期) 335,000m ³ (全体)	
残余容量 (R6年度未見込み)	101,570m ³	
浸出水処理設備	凝集沈殿	
処分量	6,410 t	
内 訳	直接搬入	0 t
	破砕処理施設経由	1,580 t
	資源物選別施設経由	930 t
	焼却残さ(焼却灰)	—————
	溶融固化物 (一部覆土利用)	1,400 t
焼却不適	2,500 t	
年間埋立容量 (覆土量を含む。)	6,640m ³	
埋立方法	セル方式	

施設名	南部クリーンセンター埋立処分地	
事業主体	高松市	
所在地	高松市塩江町安原下第3号973番地	
埋立面積	43,800㎡	
埋立容量	472,200㎡	
残余容量 (R6年度末見込み)	48,700㎡	
浸出水処理設備	カルシウム除去＋脱窒素活性汚泥法＋凝集沈殿 ＋砂ろ過＋マンガン除去＋活性炭吸着	
処分量	8,860 t	
内訳	直接搬入	-----
	破砕処理施設経由	-----
	資源物選別施設経由	-----
	焼却残さ(焼却灰)	8,660 t
	溶融固化物	200 t
	焼却不適	-----
年間埋立容量 (覆土量を含む。)	9,270㎡	
埋立方法	サンドイッチ方式	

(6) 特別管理一般廃棄物の処理

ア 特別管理一般廃棄物のうち、感染性廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和4年6月環境省環境再生・資源循環局作成。以下「マニュアル」という。）により処理する。

イ 感染性廃棄物は、当該医療機関等の施設内でマニュアルに従い処理する、又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する業者（感染性産業廃棄物の取扱いの許可を有するものに限る。）に委託して処理する。

(7) その他

ア 在宅医療に伴い家庭から排出される注射器、人工透析器具（鋭利物）等の医療系廃棄物については、原則、当該器具等を投与し、又は販売した医療機関等に返却し、マニュアルに従って処理する。

イ マンション等で生ごみをディスポーザーにより一括処理した後の汚泥については、含水率を50%以下にした上で可燃ごみとして処理する。

ウ 事業所等から排出される使用済紙おむつについては、これまで香川県の通知に基づき、産業廃棄物として取り扱っていたが、環境省の使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドラインや近隣市の状

況及びその後の香川県の取扱変更通知等に鑑み、令和5年4月1日から、事業系一般廃棄物に変更して取り扱うこととし、可燃ごみとして処理する。

なお、医療機関等から排出される感染性の使用済紙おむつは、従来どおり感染性廃棄物として取り扱う。

7 生活排水処理実施計画（し尿等処理計画）

(1) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

ア 収集・運搬計画

収集種類	し尿	浄化槽汚泥
収集区域	市内全域（区域割による）	市内全域（一部区域割による）
収集主体	許可業者 ※一覧表のとおり	
収集・運搬量 （排出量）	8,203kℓ	43,272kℓ
収集回数	原則として月1回	法で定める回数
収集方法	クリーンバキューム車両により収集し、貯留槽又は衛生センターに搬入	
貯留槽 （収集車両 搬入施設）	塩江町貯留槽 110m ³ 高松市塩江町安原下第1号382-1 香川町貯留槽 304m ³ 高松市香川町安原下第3号2273-6 庵治町貯留槽 80m ³ 高松市庵治町3319-3 国分寺町貯留槽 125m ³ 高松市国分寺町新名2215-6 女木町貯留槽 40m ³ 高松市女木町字牛カケ805-2 男木町貯留槽 30m ³ 高松市男木町字大井104-10	
処理施設への 運搬方法	衛生センターへ直接搬入する。 貯留槽への搬入分は、委託により衛生センターへ中継輸送を行う。	

※ 許可業者一覧表

許可業者	所在地
高松清掃株式会社	高松市亀岡町14番11号
株式会社 高松衛生社	高松市浜ノ町33番5号
農協清掃株式会社	高松市上之町一丁目9番11号
株式会社 新日本清掃	高松市福岡町三丁目6番36号
株式会社 三木山田清掃	木田郡三木町大字池戸2960番地
有限会社 東讃清掃	さぬき市長尾東3164番地
国分寺衛生社	高松市国分寺町柏原993番地6

イ 中間処理計画

施設名	衛生センター
事業主体	高松市
所在地	高松市朝日町五丁目5番56号
処理方法	し渣等除去後、東部下水処理場に移送
処理能力	378kℓ/日
搬出量	東部下水処理場に71,000kℓ (三木町、綾川町受託分及び処理水を含む。)
し 渣	220 t (一般廃棄物焼却施設において焼却処理)
沈 砂	13 t (衛生センターで洗浄後、陶最終処分場において埋立処分)
汚 泥	84 t (民間の一般廃棄物処理施設において焼却後埋立処分)

ウ 最終処分計画

施設名	東部下水処理場
事業主体	高松市
所在地	高松市屋島西町2366番地6
処理方式	水処理 標準活性汚泥法 汚泥処理 分離濃縮+消化+脱水 ※衛生センターから移送されるし尿等を汚泥処理系統に投入し、下水と共同処理する。
処理能力	83,330m ³ /日
脱水汚泥	セメント原料及びコンポスト原料として民間業者に処理委託

(2) し尿収集運搬業等許可手数料

種 別	単 位	手 数 料 額
し尿収集運搬業	1 件	1 万円
浄化槽清掃業	1 件	1 万円

臨時・粗大ごみ手数料

		品 目	手数料額
1	お	オルガン	2,040円
		温水器	
	か	介護用ベッド枠	
	そ	ソファ（スプリング入りで、2人掛け用以上のもの）	
		ソファベッド（スプリング入りのもの）	
	て	電子ピアノ	
		電動式車いす	
	に	二段ベッド	
	ほ	ボイラー	
	ま	マットレス（スプリング入りのもの）	
も	物置（建坪が1坪以下で、解体されたもの）		
よ	浴槽		
2	し	自動車用タイヤ（内径が16インチを超えるもの）	1,530円
3	お	オーブン（20キログラムを超えるもの）	1,020円
		温風機（20キログラムを超えるもの）	
	か	カーペット（これに類するものを含む。）（8畳を超えるもの）	
		学習机	
	き	鏡台（1メートル×1メートルを超えるもの）	
		金属製扉	
	け	げた箱（1メートル×1メートルを超えるもの）	
		健康増進関連機器（20キログラムを超えるもの）	
	さ	サイドボード（1メートル×1メートルを超えるもの）	
		座卓	
	し	自動車用タイヤ（内径が16インチ以下のもの）	
		食卓（1メートル×1メートルを超えるもの）	
		食器棚（1メートル×1メートルを超えるもの）	
	す	スチール机	
		ステレオセット	
	せ	洗面化粧台	
	そ	ソファ（スプリング入りで、1人掛け用のもの）	
		ソファ（スプリング無しで、2人掛け用以上のもの）	
		ソファベッド（スプリング無しのもの）	
	た	畳（1畳）	
		棚（1メートル×1メートルを超えるもの）	
		たんす（1メートル×1メートルを超えるもの）	
		ダンベル（20キログラムを超えるもの）	
	て	テーブル（1メートル×1メートルを超えるもの）	
		電子レンジ（20キログラムを超えるもの）	
		電動式自転車	
	な	流し台（幅1メートルを超えるもの）	
	は	パイプベッド	
		バッテリー（乗用車又は自動二輪車用のもの）	
	ふ	風呂釜	
へ	ベッド枠		
ほ	本箱（1メートル×1メートルを超えるもの）		

	ま	マッサージ器 (いす式のもの)	1,020円
	み	ミシン (足踏み式のもの)	
	れ	冷風機 (20キログラムを超えるもの)	
		レンジ台 (米びつ付きのもの)	
4	あ	アイロン台	510円
		アコーディオンカーテン	
		編み機	
		網戸 (2枚)	
	い	衣装ケース	
		いす	
		板くず (角材を含む。) (3袋)	
		犬小屋 (1メートル×1メートル以下のもの)	
	お	オーディオラック	
		オーブン (20キログラム以下のもの)	
		落ち葉 (枯れ草を含む。) (3袋)	
		温風機 (20キログラム以下のもの)	
	か	カーペット (これに類するものを含む。) (8畳以下のもの)	
		角材 (板くずを含む。) (3袋)	
		ガラス (3袋)	
		枯れ葉 (落ち葉を含む。) (3袋)	
		瓦 (3袋)	
	き	脚立	
		鏡台 (1メートル×1メートル以下のもの)	
	く	草刈り機 (家庭用)	
	け	げた箱 (1メートル×1メートル以下のもの)	
		健康増進関連機器 (20キログラム以下のもの)	
	こ	小石 (直径6cm以下、土又は砂を含む。) (3袋)	
		こたつ	
		碁盤	
		米びつ	
	さ	座いす	
		サイドボード (1メートル×1メートル以下のもの)	
		座机	
		サッシ (2枚)	
		座布団 (5枚)	
	し	自転車	
		将棋盤	
		障子 (2枚)	
		条例第12条第1項の家庭系一般廃棄物 (厨芥類を除く。) (3袋)	
		食卓 (1メートル×1メートル以下のもの)	
		食器棚 (1メートル×1メートル以下のもの)	
	す	スキー板	
		すだれ	
		砂 (土又は小石を含む。) (3袋)	
スノーボード			
炭 (3袋)			
せ	石油ストーブ		
	石油ファンヒーター		
	剪定ごみ (3束)		
	扇風機		

	洗面台（化粧台無しのもの）	510円
そ	ソファ（スプリング無しで、1人掛け用のもの）	
た	畳（0.5畳）	
	棚（1メートル×1メートル以下のもの）	
	たんす（1メートル×1メートル以下のもの）	
	ダンベル（20キログラム以下のもの）	
ち	チャイルドシート	
つ	土（砂又は小石を含む。）（3袋）	
て	テーブル（1メートル×1メートル以下のもの）	
	鉄アレイ	
	テレビ台	
	電気カーペット	
	電子レンジ（20キログラム以下のもの）	
と	トタン板（波板を含み、各辺1メートル以下のもの）（3枚）	
な	流し台（幅1メートル以下のもの）	
	波板（トタン板を含み、各辺1メートル以下のもの）（3枚）	
は	灰（3袋）	
	パソコンラック	
	肌布団（布団又は毛布を含む。）（6枚（布団は1枚を肌布団2枚として換算））	
	ハンガースタンド	
ふ	ふすま（2枚）	
	布団（毛布又は肌布団を含む。）（3枚（毛布又は肌布団は2枚を布団1枚として換算））	
	ブラインド	
	ブロック（5個）	
へ	ベビーカー	
	ベビーベッド枠	
ほ	ボーリングのボール	
	本箱（1メートル×1メートル以下のもの）	
ま	マットレス（スプリング無しで、厚手のもの）	
	マットレス（スプリング無しで、薄手のもの）（3枚）	
み	ミシン（足踏み式以外のもの）	
も	毛布（布団又は肌布団を含む。）（6枚（布団は1枚を毛布2枚として換算））	
	木製扉（2枚）	
	木製の簡易な3段ボックス又はこれに類するもの	
	木製の簡易な机又はこれに類するもの	
	物干しざお（3本）	
	物干しスタンド	
	物干し台	
よ	よしず	
れ	冷風機（20キログラム以下のもの）	
	れんが（10個）	
	レンジ台（米びつ無しのもの）	
ろ	ロールカーテン	
わ	ワゴン	

備考

- 1 手数料額は、1品目につき1個当たりの額とする。ただし、括弧内に数量を定

めているものについては、その数量当たりの額とする。

2 「1メートル×1メートルを超えるもの」とは幅、高さ及び奥行き各寸法のうち2以上が1メートルを超えるものをいい、「1メートル×1メートル以下のもの」とは、当該各寸法のうち2以上が1メートル以下のものをいう。

3 この表に掲げる品目以外の家庭系一般廃棄物については、当該家庭系一般廃棄物の特性、その収集、運搬又は処分に要する費用等を勘案して、この表の手数料額の区分ごとに、市長が別にその品目を定める。

4 括弧内の数量の単位に係る規格は、次のとおりとする。

品目	規格
網戸（2枚）	1枚は、縦2メートル、横1メートル以下とする。
板くず（角材を含む。） （3袋）	板くず（角材を含む。）は厚さ5センチ以下でかつ長さ50センチ以下とする。 1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
落ち葉（枯れ草を含む。） （3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
ガラス（3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
瓦（3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
サッシ（2枚）	1枚は、縦2メートル、横1メートル以下とする。
障子（2枚）	1枚は、縦2メートル、横1メートル以下とする。
条例第12条第1項の家庭系一般廃棄物（ <small>ちゅうがく</small> 厨芥類を除く。） （3袋）	1袋は、容積40リットル以内でかつ重さ10キログラム以内とする。
炭（3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
<small>せん</small> 剪定ごみ（3束）	1束は、束の直径が30センチメートル以下でかつ長さ50センチメートル以下とする。
土（砂又は小石を含む。） （3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
灰（3袋）	1袋は、容積40リットル以下でかつ重さ10キログラム以下とする。
ふすま（2枚）	1枚は、縦2メートル、横1メートル以下とする。
ブロック（5個）	1個は、長さ40センチ、高さ20センチ、厚さ20センチ以下とする。
マットレス（スプリング無しで、薄手のもの） （3枚）	1枚は、長さ2メートル、幅は1メートル60センチ、厚さ10センチ以下とする。
毛布（布団又は肌布団を含む。） （6枚（布団は1枚を毛布2枚として換算））	1枚は、長さ2メートル50センチ、幅は2メートル30センチ以下とする。
木製扉（2枚）	1枚は、縦2メートル、横1メートル以下とする。
物干しざお（3本）	1本は、長さ5メートル以下とする。
れんが（10個）	1個は、長さ50センチ、高さ25センチ、厚さ7センチ以下とする。